

無人航空機（ドローン）及び関連機器の購入に係る
プロポーザル審査委員会設置要領

（設置）

第1条 東庄町無人航空機（ドローン）及び関連機器の購入に係る事業者をプロポーザル方式により選定するに当たり、その業務に最も適した契約の相手方となる候補者の特定を厳正かつ公正に行うため、東庄町無人航空機（ドローン）及び関連機器の購入に係るプロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- （1） 審査及び評価基準に関すること。
- （2） 企画提案書及びヒアリングの審査及び評価に関すること。
- （3） 契約候補者の選定に関すること。
- （4） その他委員会において必要と認めたこと。

（組織）

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は、副町長、教育長、総務課長、教育課長とする。

（委員長）

第4条 委員長は、副町長とする。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指定する委員が、その職務を代理する。

4 委員に事故あるときは、委員長が当該課内より職員を指定し、その職務を代理させることが出来る。

（招集）

第5条 委員会の会議は、委員長がこれを招集する。

（会議）

第6条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において行う。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要領は、令和7年6月25日から施行する。

2 この要領は、東庄町無人航空機（ドローン）及び関連機器の購入に係る契約締結日の翌日にその効力を失う。